

株式会社みなと銀行

公表日：2022年4月1日

みなとSXフレームワークローン

ESG評価本部

担当アナリスト：西元 純

格付投資情報センター（R&I）は、みなと銀行が策定した融資フレームワーク「みなとSXフレームワークローン」が「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2021」（以下、SLLP）¹及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（以下、GL・SLLガイドライン）²に対して整合的であることを評価した。オピニオンの構成は次の通りである。

■オピニオンの構成

1. オピニオンの位置づけ
2. 「みなとSXフレームワークローン」推進に係るサステナビリティ方針
3. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について
 - (1)KPI の選定
 - (2)SPTs の設定
 - (3)ローンの特性
 - (4)レポーティング
 - (5)検証
4. まとめ

¹ ローン市場協会（LMA）、ローン・シンジケート・アンド・トレーディング協会（LSTA）及びアジア太平洋ローン市場協会（APLMA）の3者が策定

² 環境省が策定

1. オピニオンの位置づけ

みなと銀行は兵庫県を主力営業基盤とする。親会社である関西みらいフィナンシャルグループは 2021 年 4 月にりそなホールディングスの完全子会社となり、みなと銀行を含む同グループの経営方針やサステナビリティ方針はりそなグループと合致した内容になっている。

りそなグループは国内における人口減少・高齢化の進展や急速なデジタル化、顧客の行動多様化の継続などの不可逆的な社会構造変化を認識している。加えて新型コロナウイルス感染症の世界経済に与える影響や国内における人の移動制限による消費停滞、社会的制限による生産活動の停止など、経済に対する大きな影響から、中長期的に環境・状況変化が起こり得ることを想定している。そのような中、中長期的に目指す姿として『「持続可能な社会への貢献」と「自らの持続的な成長」の両立』を 2030 年の中長期的なビジョンに設定している。ビジョンの実現に向け 2020 年度からの中期経営計画において顧客における社会的課題を起点に様々な「共鳴」を通じて新たな価値を提供する「レゾナンス・モデルの確立」³を基本方針に定めた。

基本方針のもと、カーボンニュートラルの実現に向けた動きや SDGs の取り組みに対する動きを踏まえ、メインの顧客層である中堅・中小企業において、サステナビリティ・トランスフォーメーション (SX) を促す必要があると認識し、顧客における SX を促す貸出商品を「リテール・トランジション・ファイナンス」と位置づけている。

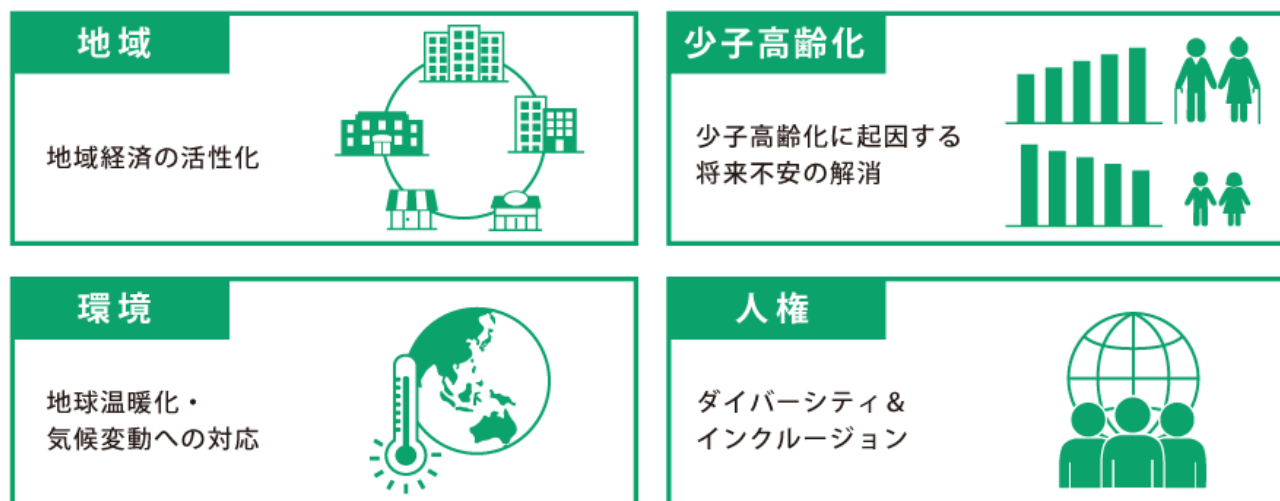
「みなと SX フレームワークローン」は SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに従いながら、中堅・中小企業向けにパッケージ化した枠組みとして設定されている。

R&I は本フレームワークの SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性⁴について、また融資制度を実施する体制が準備されているかに関して第三者評価を提供する。

2. 「みなと SX フレームワークローン」推進に係るサステナビリティ方針

りそなグループは持続可能な社会の実現に向けて、2018 年 11 月に優先的に取り組むべき環境・社会における 4 つの重点課題（マテリアリティ）と 6 つのコミットメントからなる「2030 年 SDGs 達成に向けたコミットメント」を公表した。

4 つの重点課題



[出所：りそなホールディングス Web ページ]

³ レゾナンス (Resonance)：共鳴

⁴ フレームワークの骨格や考え方、業務プロセス・融資の実施体制を確認し、SLLP や GL・SLL ガイドラインの趣旨に沿った内容でフレームワークが設計されているかについての意見である。

2030年SDGs達成に向けたコミットメント

■地域

- 1-1 環境・社会課題をテーマとした建設的な対話等により、お客さまとともに持続可能な社会の実現を目指します。
- 1-2 企業のスタートアップ支援や成長支援、社会インフラの効率運営のサポート等を通じて、地域経済の活性化、暮らしやすい街づくりに貢献します。
- 1-3 誰もがいつでもどこでも簡単に利用できる、先進的な金融サービスの提供を通じて、社会や暮らしの利便性向上に貢献します。

■少子高齢化

- 2-1 金融コンサルティング、金融経済教育等の金融リテラシー向上の取り組みを通じて、将来に向けた資産の形成、承継をサポートし、生涯にわたる生活の質の向上に貢献します。

■環境

- 3-1 再生可能エネルギーの利用促進、温室効果ガス排出量の削減等、社会全体の環境負荷低減に積極的に取り組み、低炭素・循環型社会の実現を目指します。

■人権

- 4-1 人権や多様性を尊重し、誰もが仕事も生活も充実させ自分らしく活躍できる社会づくりに貢献します。

[出所：りそなホールディングス Web ページ]

上記のコミットメントに続き 2021年6月に3つの「サステナビリティ長期目標」を策定した。このうち1番目に掲げた「リテール・トランジション・ファイナンス目標」は、コミットメントに示した4つの優先課題全てと関連がある。大企業を中心としてカーボンニュートラルやSDGsへの取り組みが加速する中、サプライチェーン等を通じて中堅・中小企業にも影響が広がりつつある。中堅・中小企業はそれぞれに規模や業種、経営資源が異なるうえ足腰が必ずしも強くなく、SXに取り組みたい意志を持つ企業であっても、大企業とは異なる支援やサポートが必要である。みなと銀行にとって顧客の大部分を占める中堅・中小企業に対してSXを促すことは、中長期的なビジョンの実現に資する。

顧客の意識・行動のトランジションを促すファイナンスとしては、サステナビリティ・リンク・ローン(SLL)が有力な方法の1つである。SLLは企業がサステナビリティ戦略に基づくKPIに対して野心的な数値目標であるサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(SPTs)を設定し、企業のサステナビリティの改善と持続可能な社会に資する取り組みをファイナンススキームにおけるインセンティブ設計をもって促進するものである。ただ中堅・中小企業はリソースに限りがあり、容易に取り組むことができるものでもない。大企業を中心に組成されているSLLを中堅・中小企業が取り組めるようパッケージ化して、SLLP及びGL・SLLガイドラインの趣旨に沿った融資フレームワークとして「みなとSXフレームワークローン」を設定した。

みなと銀行は「みなとSXフレームワークローン」を中堅・中小企業におけるSXを促進することを目的として設計しており、りそなグループの中長期的なビジョンの実現に資する取り組みである。また、サステナビリティ長期目標である「リテール・トランジション・ファイナンス目標」の達成へ向けた取り組みの1つとして明確に位置付けられる。また、SLLPやGL・SLLガイドラインが期待する持続可能な社会に資するファイナンスの形成に沿う取り組みでもある。

「みなとSXフレームワークローン」とりそなグループとの関係

りそなグループでは顧客のSXをサポートする「りそなリテール・トランジション・ファイナンス」について、2030年度までに累計10兆円の取り扱いを目指している。みなと銀行はりそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行とグループ共通商品の展開を始めており、「みなとSXフレームワークローン」もその一環として位置付けられる。

R&Iは、2021年9月30日にりそな銀行の「りそなSXフレームワークローン」、同12月28日に埼玉りそな銀行の「埼玉りそなSXフレームワークローン」について、SLLP及びGL・SLLガイドラインに対し総合的な融資フレームワークになっていると評価し公表した。「みなとSXフレームワークローン」はみなと銀行がりそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行と連携しながら策定している。りそなグループではSDGs推進に関する認識共有のミーティングが定期的に行われており、各行が組成したSXフレームワークローンについても運用状況等の情報交換が行われる見込みである。

3. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について

R&I はみなと銀行の融資フレームワーク「みなと SX フレームワークローン」を対象に、SLL を構成する 5 つの要素（KPI の選定、SPTs の設定、ローンの特性、レポート、検証）について SLLP の確認事項（「べきである」として履行を求める項目）を充足しているかを確認した。GL・SLL ガイドラインに関しては、同ガイドラインが挙げる SLL が備えることを期待される基本的事項（「べきである」事項）を SLLP の確認事項と対応付けて、充足の程度を確認した。

SLL を構成する 5 つの要素について、「みなと SX フレームワークローン」は SLLP の確認事項及び GL・SLL ガイドラインにおける期待される基本的事項の一部について、完全に満たす内容になっていないが、全体として SLL を通じた借入人のサステナビリティ向上を促す内容で設計されている。R&I は評価対象のフレームワークが SLLP や GL・SLL ガイドラインに整合していると評価した。

(1) KPI の選定

① 設定される KPI

KPI は当該企業の CSR 戦略に位置づけられている、または位置づけられるものとして設定される。CSR 戦略とは、サステナビリティに関する包括的な目標、戦略、方針、プロセスを含むものであり、KPI はこれらと関連付けられることが求められている。

フレームワークではどのような中堅・中小企業にも取り組めるよう選択可能な KPI を原則として類型化している。

- A) 温室効果ガス排出量の削減率
- B) 再生可能エネルギーの使用率
- C) 男性の育児休暇取得率の向上
- D) 第一子出産前後の女性の継続就業率の向上
- E) 容器包装廃棄物のリサイクル率の向上
- F) 事業系食品のロス量削減率
- G) 上記以外の個別設定

KPI は環境・社会両面のサステナビリティに関する指標であるとともに、多くの企業にとって自社のサステナビリティに係る指標であることから、類型化することにより対象企業が適切に KPI が選択できるようにしている。また、サステナビリティに係る取り組みを推進するためには企業自ら KPI を測定することが必要である。フレームワークにもとづく融資の対象者は KPI の測定が可能な企業であることを条件としている。

② KPI の重要性

みなと銀行はサステナビリティに係る取り組み及び理解について様々な段階にいる企業をフレームワークにもとづく融資対象として想定しており、適切な KPI の選定にあたってはみなと銀行が伴走する。始めに企業の既存事業や将来像を SDGs と関連付けることで重要課題を特定し、事業活動における取り組みが課題解決に貢献していることを判断できる KPI を定めることとしている。

KPIの選定は、営業店が中心となって企業とコミュニケーションしたうえでエントリーシートを作成し、法人業務部がKPIの重要性等に係る要件を確認するプロセスをとっている。企業と直接対話する営業店が中心となることで、企業の持続可能性に係る取り組みを整理し、その結果を本部である法人業務部が確認することで客観的な判断を可能とする。また、みなと銀行はSXを企業へ促すことがフレームワークの本質としており、その実現には適切な営業体制を敷く必要があると認識している。「e-learning」の実施等により本商品並びにSLLに関する知識を習得した人員が営業する形で設定されている。

(2) SPTsの設定

① SPTsの概要

SPTsは野心的かつ有意義なものとして設定されることを求めている。一方、主な対象顧客は中堅・中小企業であり、このようなSPTsを設定することが容易でないことが想定される。そのような企業が適切なSPTsを設定できるよう、みなと銀行が主体的に伴走するプロセスを採用している。

SPTsは企業の中核的かつ重要な事業領域のサステナブルな取り組みにおける数値目標と位置づけられており、中長期的な取り組みを前提としている。一方、フレームワークでのSPTsに係る設計は3年となっており、融資期間と同じかもしくは短期間となっている。特定したKPIに対して意欲的な中長期的な目標を設定し、融資実行から3年間へ向けてバックキャストिंगすることでSPTsを設定する。

② SPTsの野心性

SPTsの野心性はいくつかの観点から判断される。

- A) 国際的な基準や国が求める目標などに沿っているか
- B) 業界団体が求める目標に沿っているか
- C) 野心性が認められるための客観的に判断できる材料が存在するか

A)及びB)の観点はSLLPやGL・SLLガイドラインが求める野心性に係る判断と同じである。C)については同業他社の情報や対象企業の過去実績を材料として客観的に判断するとしており、SLLPやGL・SLLガイドラインの観点と同様と整理される。

③ SPTsの達成手段と不確実性要素

フレームワークはサステナビリティな取り組みをこれから始める企業も対象としており、単独での達成手段の構築が容易ではない場合も想定される。みなと銀行はフレームワークの適用にあたり、優先課題の洗い出し、KPIの選定、SPTsの設定のプロセスを通じて、対象企業のサステナブルな取り組みを経営に組み込む等、企業の持続可能な発展へ積極的に関与する。SPTの達成手段や不確実性はこの関与の過程において洗い出されるものと考えられる。

④ SPTsの妥当性

SPTsの野心性・有意義性はKPIと同様に営業店が作成するエントリーシートに基づき法人業務部によって判断される。SLLPやGL・SLLガイドラインは、KPI・SPTsの適切性について外部レビューを取得すべき、もしくは内部の専門知識を文書化したものを企業は提供すべきことを求めている。フレームワークはみなと銀行内でSPTの妥当性を判断する設計になっており、いずれにも該当性はないが、対象企業が中堅・中小企業でありSXを促すことが目的であること、及び企業との直接対話がない本部組織である法人業務部が判断すること等を踏まえると、SLLPやGL・SLLガイドラインの趣旨に沿ったSPTsが設定されると考えられる。

(3) ローンの特性

フレームワークにおいてファイナンススキームのインセンティブ設計により SPTs の達成を促す仕組みが必要であることが示されている。インセンティブ設計はフレームワークに基づいて組成されるローンの金利を対象とせず、継続的にフレームワークを活用して次回組成する際の融資手数料を対象企業にとってのインセンティブを考慮しながら半額までの間で免除するものである。

このインセンティブ設計は組成されるローンを対象としたものではないことから、SLLP や GL・SLL ガイドラインが求める要件に直接的には該当しない。また、融資手数料は定額であることから融資金額が大きい場合、インセンティブが相対的に低下することが想定される。しかしながら、フレームワークにもとづく融資の対象は KPI を設定し SPTs を意欲的に達成しようとする企業であり、その事業をサステナブルなものとするとともに社会の持続可能性へ貢献する意思も持っている。みなと銀行は対象企業と伴走することにより、中長期的にサステナビリティ経営を促すことを意図している。1 回の融資でこれらの取り組みが完了するような企業は対象としていない。企業がサステナビリティな取り組みを続けるためのインセンティブ設計を求める SLLP や GL・SLL ガイドラインの考え方と整合する仕組みになっていると考えられる。

(4) レポーティング

レポーティングは年に一度、企業の決算期の値をもって SPTs の達成状況を確認する。対象企業には客観的な判断可能なエビデンスの提出を求める。みなと銀行は所定の書式により受領し、報告書を作成及びシステム上での管理を行う。情報の公開は特段求められない。

SLLP では公開は「べき事項」ではないが、GL・SLL ガイドラインにおいては借手がサステナビリティ・リンク・ローンとして表明する場合には貸し手に対する報告事項を一般に開示するべきとしている。みなと銀行は個別ローンに関して第三者評価を取得しないことから、フレームワークにもとづく融資契約は SLLP や GL・SLL ガイドラインに適合したものではないことを企業に説明することとしている。したがって、GL・SLL ガイドラインにおける一般開示を要件とはしない。

(5) 検証

りそな総合研究所が検証を実施する第三者として指定されている。企業からのレポーティングとりそな総合研究所からの「SPTs 達成状況確認書」により、SPTs の達成状況を確認する体制としている。みなと銀行がフレームワークを運営するにあたり適切と考える検証フローが採用されていると判断できる。検証結果について外部公表はされないが、レポーティングと同様の整理ができる。

4. まとめ

評価対象の「みなと SX フレームワークローン」はサステナブル経営を行っている／行おうとしている主に中堅・中小企業を対象として、SX を広く促すことを目的として設定されている。対象企業にはサステナビリティに取り組む意志があることを求め、規模や業種を問わずフレームワークの活用が可能なものと設計されている。フレームワークは、第三者評価を取得することで、SLLP や GL・SLL ガイドラインと整合的なサステナビリティファイナンスの機会を幅広い顧客に提供することを目的として策定された。

本フレームワークについて、R&I は SLL の 5 つの構成要素に対し SLLP や GL・SLL ガイドラインが求める事項をどの程度充足するか確認した。KPI の選定と SPTs の設定は SLLP や GL・SLL ガイドラインが求める方法に従った内容になっている。KPI・SPTs の妥当性についての第三者検証やレポーティングにおける情報公開に関しては、SLLP や GL・SLL ガイドラインに適合しているとはいえないものの、趣旨に沿った内容で設計されていると判断できる。以上を踏まえ、R&I は本フレームワークが SLLP や GL・SLL ガイドラインに整合していると評価した。

以上

セカンドオピニオン商品は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。